

単独浄化槽・汲み取りトイレを設置している方

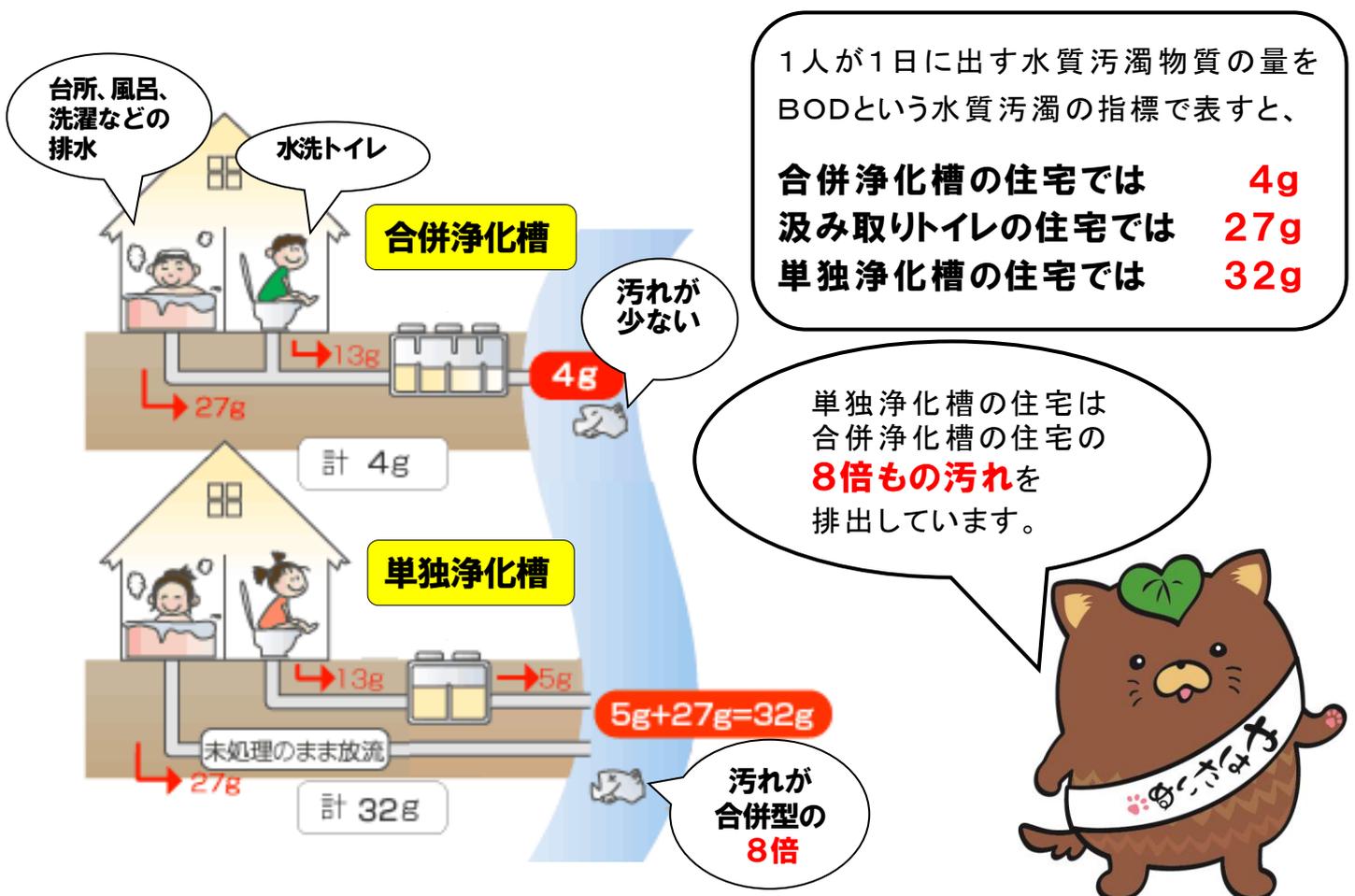
合併浄化槽へ切り替えませんか

甲斐市では、河川の浄化と生活環境の向上を目的として、平成20年度から合併浄化槽設置事業を行っています。
大切な水資源を守るため、合併浄化槽へ切り替えましょう。

この事業は、通常、個人(施主)が行う工事を市が実施するもので、設置費も約1割の分担金を支払う以外は、市が負担します。
(既存の浄化槽撤去・宅内配管接続工事は施主の負担となります。)

また、合併浄化槽設置後は施主から使用料を徴収し、浄化槽の清掃(汚泥の引抜等)や保守点検(薬剤の補充等)等も市が実施しますので、面倒な手続きや管理もありません。

合併浄化槽と単独浄化槽の違い



裏面もご覧ください

分担金と使用料について

【分 担 金】	【浄化槽使用料（2ヶ月分税込）】
5人槽： 83,700円	5人槽： 3,520円
7人槽： 104,300円	7人槽： 4,180円
10人槽： 137,500円	10人槽： 5,500円

○分担金

- ・合併浄化槽設置工事に伴う分担金として、浄化槽を設置した翌年度以降にお支払いしていただきます。
- ・お支払方法は、次の3通りから選択できます。

- ① 20回分割（年4回：5年間）
- ② 5回分割（年1回：5年間）
- ③ 5年一括

- ・③の5年一括を選択した場合は、前納報奨金が交付されることにより、分担金は実質、次の金額となり非常にお得です。

5人槽： 68,750円（14,950円の減）

7人槽： 85,340円（18,960円の減）

10人槽： 112,700円（24,800円の減）



○浄化槽使用料

- ・合併浄化槽が設置され、宅内配管接続工事が終了して合併浄化槽の使用を開始した月から支払いとなります。
- ・使用料は定額のため、上水道の使用量により増減はしません。

※ご希望の方は、事前に設置申請書が必要となりますので、甲斐市役所環境課までお問い合わせください。
なお、申請書受理後、設置まで概ね4ヶ月程度の期間を要します。

設置基数には限りがあり、先着順となりますので、希望される方はお早めにお申し込みください。

○問い合わせ先

甲斐市役所 上下水道工務課 下水道施設係
TEL 055-278-1670(直通)